

障がいがあると思われる お子さんの保護者の方へ

学校教育課 ☎66・1165

県教育委員会では、お子さんが就学するときの参考にしていたために、早期教育相談と特別支援学校体験入学などを行っています。

◆早期教育相談(東三河地区)

とき 8月4日(月)・5日(火)
午前9時30分～午後3時30分
ところ 東三河総合庁舎3階
(豊橋市八町通5-4)

対象 3歳～平成27年度に小学校へ入学するお子さんの発達の様子などから就学について相談したい方。

申し込み 7月4日(金)までに学校教育課または東三河教育事務所就学担当(☎0532・54・5111)へ。
予約制で無料。

◆特別支援学校 体験入学など

平成27年度、小・中学校、高等学校入学予定で障がいがあると思われるお子さんとその保護者が対象です。

○豊川特別支援学校(☎88・2553)

とき 小学校：7月22日(火)、10月27日(月)

中学校：7月23日(水)
高等部：7月24日(木)

対象 知的な発達に遅れや情緒に障がいのあるお子さん

○豊橋特別支援学校(☎0532・61・8118)

とき 10月24日(金)
対象 手足の自由なお子さん

○大府特別支援学校(☎0562・48・5311)

とき 10月28日(火)、11月14日(金)
対象 病気で入院しているお子さん

○愛知教育大学附属特別支援学校(☎0564・21・7300)

とき 6月5日(木)、10月22日(木)
対象 知的な発達に遅れや情緒に障がいのあるお子さん

○豊橋聾学校高等部(☎0532・45・2049)

とき 6月17日(火) 午後1時30分
対象 聴こえや言葉に障がいのある中学生と保護者
※指定日以外でも随時相談を受け付けています。

市税条例の一部などが改正されました

税務収納課

◆法人市民税法人税割の税率変更について

法人市民税 ☎66・1116
法人市民税法人税割の一部が国税(地方法人税)に移譲されることに伴って、法人市民税法人税割の標準税率および超過税率を2.6%引き下げます。この税率は、平成26年10月1日以後、事業を開始する年度から適用です。

◆長期譲渡所得課税の特例措置期限の延長について

個人市民税 ☎66・1116
優良住宅地の造成などのために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例が、適用期限を平成29年度分まで3年延長されました。

◆固定資産税減額措置期限の延長について

固定資産税 ☎66・1114
新築住宅および認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その適用期間が2年延長され、平成28年3月31日までとなりました。

〈別表1〉

区分	現行	改正後(※1)	重課税率	
			現行	改正後(※2)
4輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
3輪	3,100円	3,900円	制度なし	4,600円

※1 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用
※2 最初の新規検査から13年を経過したものについて、平成28年度分から適用

〈別表2〉

区分	現行	改正後(※3)	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽2輪(125cc超～250cc以下)	2,400円	3,600円	
2輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円	

※3 平成27年度分以後について適用

◆軽自動車税の税率変更について

軽自動車税 ☎66・1115

・4輪以上および3輪の軽自動車については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから税率を引き上げます。

グリーン化を進める観点から、4輪以上および3輪の軽自動車のうち最初の新規検査から13年を経過したものについては、平成28年度分から税率を引き上げます。(別表1)

・原動機付自転車、2輪車、

軽自動車税の納税証明書は大切に

税務収納課 ☎66・1115

軽自動車の車検の際には、軽自動車税の納税証明書が必要で、車検と一緒大切に保管してください。

納税証明書は納付の際にお渡しします。口座振替の方には6月中旬に郵送します。